

助成制度について

生ごみ処理機器購入費の補助金交付制度



生ごみを減量し、良質なたい肥に変える生ごみ処理機器の購入費用の一部を予算の範囲内で補助します。

種別	補助額	台数
電動生ごみ処理機	購入費用の半分で、上限30,000円	1世帯1台まで
たい肥化容器	購入費用の半分で、上限3,000円	1世帯2台まで

① 補助対象

※100円未満切り捨てです。

- ・市内に住所を有し、かつ、居住している方
- ・市内に店舗を有する販売店から処理機器を購入する方
- ・処理機器を居住場所に設置し、使用する方

② 補助金交付を受けるには

- ・購入する前に補助金等交付申請書の提出が必要です。
- ・**提出する前**に、環境共生課（☎83-3566）へご連絡ください。

資源物集団回収奨励金の交付制度

子ども会、町内会、PTAなどの団体が集める資源回収活動に奨励金を交付します。

① 対象の資源物

- ・新聞紙、雑誌・チラシ、ダンボール、牛乳パック、アルミ類、スチール類
- ※奨励金の金額は、環境共生課（☎83-3566）へ問い合わせください。

② 奨励金を受けるには

- ・活動前に「団体登録」が必要です。
- ・登録後は、事前に回収品目、日時などを回収業者とよく相談してください。
- ・回収業者は、団体登録後にお知らせします。

家庭ごみ用指定袋の交付制度

対象者の方には、市から案内をしますので市役所の担当課へ袋を受取りにきてください。

対象世帯	配布するもの
生活保護世帯	・燃やすごみ用指定袋(小)を年間30枚 × 世帯人員数 ・埋立ごみ用指定袋(小)を年間10枚 × 世帯
障害者自立支援法に基づき、紙おむつ又はストーマ用装具の交付を受けている方	・燃やすごみ用指定袋(小)を120枚 または ・燃やすごみ用指定袋(中)を40枚+(小)を20枚
在宅寝たきり老人等介護手当を受給している方	・燃やすごみ用指定袋(小)を120枚 または ・燃やすごみ用指定袋(中)を40枚+(小)を20枚
3歳未満の乳幼児	・燃やすごみ用指定袋(小)を1人1ヶ月あたり10枚 ※3歳の誕生日の前月まで